

(証券コード 4616)
2026年2月4日

株主各位

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番1号

川上塗料株式会社

代表取締役社長 西村聰一

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.kawakami-paint.co.jp/kessan2.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトにアクセスのうえ、当社名または証券コード（4616）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、ご確認いただけます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年2月19日（木曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年2月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番1号 当社2階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第111期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人により議決権をご行使される場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の人数は、当社定款の定めにより、本株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。ただし、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- (1)連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
(2)計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

○本株主総会では、お土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年2月20日(金曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年2月19日(木曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月19日(木曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書の賛否の取り扱い

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされていない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

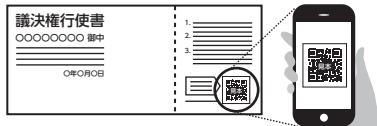
- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

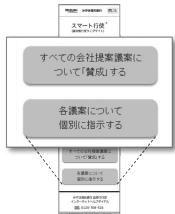
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

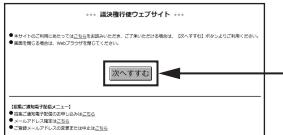
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンドの増加等による緩やかな回復も見られましたが、原材料価格・エネルギー価格の高止まり、物価高・実質賃金の減少による個人消費の低迷、米国の関税政策の影響など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは当連結会計年度を初年度とする新たな中期経営計画に基づいて、「コア顧客との協業深化による製品の開発と顧客基盤の拡大」「ビジネスモデルの聖域なき見直しによる収益基盤の強化」「生産性向上と生産能力増強」「技術力強化」「投資強化」等の重点施策に取り組み、持続的成長を成し得る企業体質の構築を目指し、企業価値の向上に努めました。設備投資につきましては、5億円規模の設備投資を計画しておりましたが、発注から納品までにある程度の期間を要する状況もあり、粉体塗料生産設備の導入など232百万円にとどまりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、機械・金属関連といった当社の主要な取引先での生産減による需要減退などにより販売数量が伸びませんでしたが、一部販売価格は正の効果により、売上高は5,932百万円（前年同期比0.3%増）となりました。利益につきましては、想定以上に長引く原材料高騰及び物流費、人件費など諸経費の増加を、生産性の向上や販売価格への転嫁などで補いきれなかったため、経常利益96百万円（前年同期比32.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円（前年同期比57.6%減）となりました。

品種別販売実績は次のとおりであります。

品種別	金額(千円)	前期比(%)	構成比(%)
合 成 樹 脂 塗 料	5,466,190	100.2	92.2
油 性 塗 料	2,009	92.8	0.0
ラ ッ 力 一	31,199	130.2	0.5
塗 料 希 釀 剤	303,846	96.6	5.1
関 連 製 品	24,097	93.2	0.4
そ の 他	105,151	115.9	1.8
合 計	5,932,496	100.3	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主として本社工場、千葉工場の塗料製造設備の増強・維持更新ならびに研究開発設備のため232百万円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備投資などの運転資金に充てるため、金融機関より550百万円の長期借入を行いました。一方、短期借入金20百万円および長期借入金532百万円を返済いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしまして、堅調な設備投資や新政権の物価高対策により、景気は緩やかに回復していくことが期待されますが、海外では米国および世界経済の減速懸念や、世界各地の地政学的リスクによる原材料価格の高騰・エネルギー価格の高止まりが予想され、我が国においては実質賃金減少による需要不足など、国内外の経済は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。このような状況下、引き続き中期経営計画に基づいて、当社の目指す「優れた技術を発揮し顧客の要望に応え、環境に優しく人々と社会に価値をもたらす製品とサービスを創造する塗料メーカー」というあり姿の実現に向けて、各種施策に取り組み全社一丸となって業績向上・企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

年 度 区 分	2022年度 (第108期)	2023年度 (第109期)	2024年度 (第110期)	2025年度 (第111期)
売 上 高(千円)	5,632,700	6,142,590	5,913,405	5,932,496
経 常 利 益(千円)	213,827	238,865	142,792	96,251
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	162,213	203,003	170,580	72,318
1株当たり当期純利益(円)	162.91	203.89	171.34	72.65
総 資 産(千円)	7,997,523	8,344,352	8,462,236	8,674,214
純 資 産(千円)	2,718,106	3,055,414	3,217,593	3,334,764

②当社の財産および損益の状況

年 度 区 分	2022年度 (第108期)	2023年度 (第109期)	2024年度 (第110期)	2025年度 (第111期)
売 上 高(千円)	5,581,335	6,081,003	5,853,636	5,867,196
経 常 利 益(千円)	211,279	230,540	137,304	93,587
当 期 純 利 益(千円)	162,062	198,844	168,829	72,884
1株当たり当期純利益(円)	162.59	199.51	169.40	73.13
総 資 産(千円)	7,883,693	8,216,733	8,346,976	8,545,119
純 資 産(千円)	2,666,916	2,996,550	3,130,960	3,271,932

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイヤス化成株式会社	12百万円	100.0%	塗 料 等 の 販 売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社であり、持分法適用会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容

各種塗料の製造販売を主な事業とし、これに付帯または関連する業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

①当社

営業所：仙台営業所・北日本営業所（郡山市）、東京営業所、浜松営業所・名古屋営業所、金沢営業所、大阪営業所（尼崎市）、広島営業所、九州営業所（福岡市）

工場：本社工場（尼崎市）、東京工場、千葉工場

②子会社

ダイヤス化成株式会社（守口市）

(9) 使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
132名	△5名

（注）上記には契約社員・パートタイマーなど計34名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	553 百万円
株式会社みずほ銀行	443
兵庫県信用農業協同組合連合会	314
株式会社みなど銀行	218
株式会社南都銀行	121
株式会社日本政策金融公庫	104
三井住友信託銀行株式会社	100
みずほ信託銀行株式会社	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400万株
- (2) 発行済株式の総数 100万株 (自己株式3,431株を含む)
- (3) 株 主 数 1,578名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社サイブリッジ	155	15.60
川上塗料共栄会※	73	7.42
三井物産ケミカル株式会社	72	7.32
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	57	5.72
川上塗料従業員持株会	46	4.63
上田八木短資株式会社	41	4.14
株式会社東広	28	2.81
みずほ信託銀行株式会社	26	2.61
交洋貿易株式会社	22	2.28
住友生命保険相互会社	22	2.26

(注) 1. ※は、当社取引先持株会であります。

2. 持株比率は自己株式(3,431株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 聰 一	
常務取締役	松 下 田 佳 子	経営企画部担当
取締役	稻 葉 哲 也	技術本部長兼東京技術部長
取締役	木 佐 貴 弦 一	営業本部長兼営業企画室長
取締役	木 田 幸 作	生産本部長兼本社工場長
取締役	秋 山 素 寛	経理本部長兼システム室長兼経営企画部長
取締役	林 拓 史	林公認会計士・税理士事務所 所長 公認会計士 税理士
監査役(常勤)	綿 貴 秀 敏	
監査役	小 林 京 子	弁護士法人色川法律事務所 弁護士 三菱ロジスネット株式会社 社外取締役 株式会社PILLAR 社外取締役
監査役	大 松 信 貴	大松公認会計士事務所 所長 公認会計士 税理士 株式会社エスティック 社外取締役 株式会社イーディーピー 社外監査役

- (注) 1. 取締役 林拓史氏は、社外取締役であります。
なお、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 小林京子氏および大松信貴氏は、社外監査役であります。
なお、両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 大松信貴氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2025年2月21日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、宮司裕之氏、作本政英氏、佐々木圭史氏、檀上秀逸氏は退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 林拓史氏および社外監査役 小林京子氏、大松信貴氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行に起因した責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 決定方針の決定の方法および内容の概要

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、業績向上及び企業価値増大に対する意欲を高め、求められる役割と責任にふさわしい報酬制度とすることを基本方針としております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、取締役会で決議しております。

役員の報酬の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定されており、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位に応じた堅実な職務遂行を促すための基本報酬（固定報酬）と短期的なインセンティブとしての業績連動報酬の2種類で構成されております。なお、社外取締役の報酬は、独立性・客觀性を保つ観点から、また、監査役の報酬は、監査役としての役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は常勤・非常勤の別や業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

業績連動報酬につきましては、連結経常利益額を指標としております。当該指標を選択した理由は、連結グループ全体の業績を反映しており、経営目標達成度がステークホルダーにもわかりやすいこと、簡単かつ正確に測定でき恣意性を排除することなどから短期的な指標に最適と判断したためであります。

業績連動報酬の額の決定方法は、期初に定めた目標連結経常利益額に対する達成度に応じて支給率0～100%の範囲で算出し、役位別に基本報酬の20%を上限（使用人兼務取締役については使用人分給与も含めた基本報酬の20%を上限）としております。なお、目標連結経常利益額に達しない場合は業績連動報酬は支給いたしません。

また、連結経常利益額の目標額および支給率100%とする額は、過去5年の売上高・経常利益・経常利益率の平均をもとに、経済情勢や市場動向および同業他社の状況などを勘案して毎年見直すこととし、取締役会決議により設定いたします。

□) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が、基本報酬は当社の定める一定の基準に基づいて、業績連動報酬については、一定の算定方式に基づいて決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2020年2月21日開催の第105回定時株主総会において、取締役の報酬限度額につきましては年額250,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内、また、使用人兼務取締役については使用人分給与は含めない）、監査役の報酬限度額につきましては年額85,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役は7名（うち、社外取締役1名）、監査役3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個々の取締役の報酬につきましては、基本報酬については当社の定める一定の基準に基づいて、業績連動報酬については一定の算定方式に基づいて、取締役会決議により委任された代表取締役社長西村聰一が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	74,700 (4,200)	74,700 (4,200)	- (-)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,040 (6,960)	20,040 (6,960)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておらず、監査役の報酬等の総額には、使用人兼務監査役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。
 3. 当事業年度における業績連動報酬に係る目標連結経常利益額は320百万円であり、実績は96百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりです。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	林 拓史	2025年2月の就任後開催の取締役会11回すべてに出席しております。 公認会計士として財務および会計の豊富な知識や経験を培い、他社の社外取締役および当社社外監査役としての実績があり、その専門的見地および業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から必要な発言を適宜行っております。
監査役	小林京子	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。 弁護士としての豊富な経験と高い見識に加え、上場企業の社外取締役としての経験を有しております。その専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	大松信貴	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。 公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。加えて上場企業の社外取締役及び社外監査役としての実績があり、その専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,700千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および子会社の役員および使用人が法令・定款および会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。コンプライアンス委員会を設置し、必要に応じて当社グループにおける法令、定款、社内規則、企業倫理および社会倫理の遵守状況の確認と問題の指摘および改善の提案を行い、経営会議に報告する。内部通報制度規程に基づき通報者に不利益がおよばない内部通報体制を整え、コンプライアンス委員会が掌握して運用する。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程、営業秘密管理規程および情報システム管理規程その他社内規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に保存し、管理する。取締役および監査役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき対処し、統括責任者である社長が推進部門において「実施責任者」を指名して当社および子会社の危機管理の対応にあたるものとする。また、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行い危機発生時には迅速かつ適正な対応を行うことができる体制を整備する。実施責任者は、リスクの防止に係る指導を実施し、また、部門で対応できない事項または重大性・緊急性のある事項については経営会議に報告し、全社的・組織横断的なリスク状況の監視および対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は事業計画を定め、年度の経営方針を策定することで取締役、使用者が共有する全社的な目標を明確化する。事務規程に基づく職務分掌による権限配分・委譲により意思決定の迅速化を図り、業務担当取締役は全社的な目標達成のために、各部門方針として具体的目標および効率的な達成の方法を定める。本部長会議・経営会議・取締役会では階層に応じた進捗状況をレビューし、情報を共有化して協議し改善を促す。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社および関連会社の事業に関しては、「関係会社管理規程」に基づき管理する。役員を任命し、当社の経営会議または取締役会に重要事項を報告させることで、業務および会計の状況を監督する。監査役は必要に応じて子会社の監査も行い、会計監査人や内部統制委員会と密接な連携を図り、当社グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を指名することができる。当該使用者は、監査役に係る業務を優先する。監査役の補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用者等が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令上疑義のある行為に関する情報などを速やかに報告するものとする。監査役は当社の取締役会のほか重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため必要に応じて重要な会議に出席するとともに、当社および子会社の稟議書等重要な文書等を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の取締役および使用者にその説明を求めることができる。監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用者に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と密接に連携して情報の交換を行い、独立性を保ち、取締役社長との間で適時意見を交換する。監査役がその職務の執行について生じる費用および債務については、会社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を14回開催し経営方針や予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の評価・分析を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。また、業務執行取締役および常勤監査役を構成員とする経営会議を23回開催し、部長を加えた本部長会議は11回開催して、情報を共有化し階層に応じた討議・レビューを実施しました。経営会議はコンプライアンス委員会からの報告を協議するほか、リスク管理機能も併せ持っており、全社的・組織横断的なリスク状況の監視および対応を行いました。
- (2) 当社グループにおける業務の適正性を確保するため、当社取締役が子会社の取締役に就任し、子会社の取締役会に出席して月次業績や重要事項の決議について確認し、当社取締役会や経営会議にて適宜報告しております。
- (3) 監査が実効的に行われるため、監査役会を13回開催し、監査方針および監査計画を協議・決定して工場や主要な営業所の監査を実施しました。常勤監査役は重要な会議に出席し、代表取締役・会計監査人・内部統制委員会との会合を適宜実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

このような中、当該大規模な買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、当該買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠であり、さらには、当該買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であると考え、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることいたします。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

当社は、「人と技術で豊かな未来を創造しよう」「地球にやさしさを 暮らしに彩りを お客様に満足を」を経営の基本理念として掲げ、「技術力を高め、環境に優しく信頼性の高い製品を提供すること」を基本方針としております。

この基本方針のもと、コア顧客との協業深化による製品の開発と顧客基盤の拡大、ビジネスモデルの聖域なき見直しによる収益基盤の強化、生産性向上と生産能力増強、サステナビリティを意識し顧客及び社会のニーズに応える環境配慮型塗料および高機能・高付加価値製品の開発強化などをはかり、これらの重点施策実行のため投資を強化し、年間5億円規模の設備投資を実行致します。これらの施策により、中長期的な成長・経営体質強化を図り、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目指します。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は2022年1月21日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、基

本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等への対応策を導入し、2022年2月18日開催の第107回定時株主総会においてその継続が承認されました。その後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について検討を進めた結果、一部文言等を修正して継続することを決定し、2025年2月21日開催の第110回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）の継続が承認されました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、「株式会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されたものです。当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、本プランでは、当社株式に対し25%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、若しくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の総体的な意思を確認するため、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。

本プランの有効期限は2028年2月開催予定の当社第113回定時株主総会の終結の時までとなっております。ただし、有効期間中であっても当社株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2025年1月24日付「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <https://www.kawakami-paint.co.jp/>)

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の諸点を考慮することにより、本プランが株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）及び東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を直接的に反映すること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から

独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

⑤ デッドハンド型およびスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期は1年としておりますので、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

千円単位および百万円単位の金額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	5,702,595	流動負債	3,617,837	
現金及び預金	1,889,166	支払手形及び買掛金	1,223,391	
受取手形	72,562	電子記録債務	991,439	
電子記録債権	1,696,733	短期借入金	1,020,999	
売掛金	817,483	未払費用	278,820	
商品及び製品	759,477	未払法人税等	12,228	
仕掛品	33,355	その他の	90,957	
原材料及び貯蔵品	399,030	固定負債	1,721,613	
その他の	34,785	長期借入金	884,629	
固定資産	2,971,619	繰延税金負債	40,020	
有形固定資産	1,760,439	退職給付に係る負債	719,338	
建物及び構築物	538,621	その他の	77,625	
機械装置及び運搬具	404,435	負債合計	5,339,450	
土地	757,697	(純資産の部)		
その他の	59,685	株主資本	2,671,347	
無形固定資産	8,593	資本金	500,000	
投資その他の資産	1,202,586	資本剰余金	41,095	
投資有価証券	1,182,765	利益剰余金	2,139,497	
長期預け金	18,301	自己株式	△9,245	
繰延税金資産	1,208	その他の包括利益累計額	663,416	
その他の	311	その他有価証券評価差額金	677,331	
		退職給付に係る調整累計額	△13,915	
		純資産合計	3,334,764	
資産合計	8,674,214	負債・純資産合計	8,674,214	

連 結 損 益 計 算 書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,932,496
売 上 原 価	4,923,304
売 上 総 利 益	1,009,191
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	954,861
営 業 利 益	54,330
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,569
受 取 配 当 金	43,215
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	438
技 術 権 利 料	13,829
そ の 他	6,243
	65,296
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,396
固 定 資 産 除 却 損	2,750
そ の 他	2,228
	23,374
経 常 利 益	96,251
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	96,251
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	16,025
	7,907
当 期 純 利 益	23,933
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	72,318
	72,318

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	5,588,571	流動負債	3,571,934
現金及び預金	1,806,888	支 払 手 形	311,145
受取手形	66,364	電 子 記 録 債 務	992,010
電子記録債権	1,601,383	買 掛 金	869,707
売掛金	888,120	短 期 借 入 金	1,020,999
商品及び製品	758,608	未 払 金	34,406
仕掛品	33,355	未 払 費 用	277,534
原材料及び貯蔵品	399,030	未 払 法 人 税 等	10,774
前払費用	9,522	預 り 金	8,663
その他の	25,297	そ の 他	46,692
固定資産	2,956,547	固定負債	1,701,252
有形固定資産	1,753,432	長 期 借 入 金	884,629
建物	454,590	繰 延 税 金 負 債	46,419
構築物	83,204	退職給付引当金	693,409
機械及び装置	390,406	そ の 他	76,794
車両運搬具	14,029		
工具、器具及び備品	57,916		
土地	751,874		
その他の	1,412		
無形固定資産	8,130		
ソフトウェア	5,830		
その他の	2,299		
投資その他の資産	1,194,985		
投資有価証券	1,166,451		
関係会社株式	10,500		
長期預け金	17,906		
その他の	127		
資産合計	8,545,119		
(純資産の部)			
株主資本	2,595,819		
資本金	500,000		
資本剰余金	41,095		
資本準備金	41,095		
利益剰余金	2,062,094		
利益準備金	83,904		
その他利益剰余金	1,978,189		
別途積立金	200,000		
繰越利益剰余金	1,778,189		
自己株式	△7,369		
評価・換算差額等	676,112		
その他有価証券評価差額金	676,112		
純資産合計	3,271,932		
負債・純資産合計	8,545,119		

損 益 計 算 書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,867,196
売 上 原 価	4,903,770
売 上 総 利 益	963,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	919,853
営 業 利 益	43,572
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,565
受 取 配 当 金	50,320
技 術 権 利 料	13,829
そ の 他	7,673
	73,388
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,394
固 定 資 産 除 却 損	2,750
そ の 他	2,228
	23,373
経 常 利 益	93,587
税 引 前 当 期 純 利 益	93,587
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,662
法 人 税 等 調 整 額	8,040
当 期 純 利 益	72,884

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

川上塗料株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川上塗料株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川上塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

川上塗料株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芝 崎 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川上塗料株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月23日

川上塗料株式会社 監査役会
監査役(常勤) 綿貫秀敏印
監査役(社外監査役) 小林京子印
監査役(社外監査役) 大松信貴印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績推移、設備投資や研究開発など将来の事業展開と経営体質強化のため必要な内部留保の充実を考慮し、業績に応じた利益配分をすることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、基本方針に沿って当期業績や財務状況、事業投資への配分を勘案し、普通配当40円に株式会社設立80周年の記念配当4円を加えた1株当たり44円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき44円 総額43,849,036円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月24日

第2号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の財務内容の健全性の維持と資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はございませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではございません。

1. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額500,000,000円のうち、400,000,000円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額400,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

2. 減資の日程（予定）

(1) 債権者異議申述公告日 2026年3月30日

(2) 債権者異議申述最終期日 2026年5月1日

(3) 減資の効力発生日 2026年6月1日

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	西村聰一 (1962年2月13日生)	<p>1985年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>1999年8月 米国三井物産株式会社ニューヨーク本店 経営企画業務部</p> <p>2005年4月 三井物産（上海）貿易有限公司 副総經理兼基礎化学品・石化原料部長</p> <p>2012年4月 三井物産株式会社基礎化学品本部 アロマ・ポリエステル原料事業部長</p> <p>2014年4月 同社 機能化学品本部肥料事業部長</p> <p>2016年4月 三井物産（香港）有限公司董事長総經理</p> <p>2018年4月 三井物産株式会社理事</p> <p>2022年4月 三井物産（上海）貿易有限公司董事・総經理</p> <p>株式会社三井物産戦略研究所特別顧問</p> <p>2024年2月 当社顧問</p> <p>2024年2月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	500株
候補者とした理由			
総合商社における国内外の豊富なビジネス経験と知識に加え長年にわたる事業経験を有しております、2024年2月の就任以来、経営の重要な事項の意思決定を行い企業経営を牽引してまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所　有　す　る 当社株式の数
2	まつ　　した　　た　か　こ 松　下　田佳子 (1966年11月21日生)	1997年10月 センチュリー監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2001年5月 公認会計士登録 2010年12月 同監査法人 退職 2012年2月 当社取締役経理部長 2013年8月 当社取締役経理部長兼総務部長 2017年2月 当社取締役経理部長 2021年6月 当社取締役経理本部長兼システム室長 2025年2月 当社常務取締役兼経営企画部担当 (現在に至る)	2,800株
候補者とした理由			
公認会計士として培った豊富な経験と専門的知見に加え、管理部門における豊富な業務経験を有しており、2012年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	いな　　ば　　てつ　　や 稻　葉　哲　也 (1971年12月18日生)	1995年4月 当社入社 2014年3月 営業本部付ベトナム駐在 2018年6月 当社東京技術グループ主席研究員 2019年6月 当社東京技術部部長代理 2021年6月 当社東京技術部長 2022年6月 当社技術本部長兼東京技術部長 2024年2月 当社取締役技術本部長兼東京技術部長 (現在に至る)	1,400株
候補者とした理由			
研究開発分野における豊富な知識や経験に加え、海外（ベトナム技術提携企業）での駐在経験を有しており、2024年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所　有　す　る 当社株式の数
4	木佐貫　弦　一 (1965年6月29日生)	1984年 4月 当社入社 2017年 1月 当社九州営業所長 2022年 1月 当社西日本営業部長兼九州営業所長兼広島営業所長 2025年 2月 当社取締役営業本部長兼営業企画室長 (現在に至る)	1,538株
候補者とした理由			
営業部門における豊富な知識や経験を有しており、2025年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	木　田　幸　作 (1967年2月16日生)	1989年 4月 当社入社 2021年 6月 当社技術本部部長 2022年 9月 当社品質保証部部長 2023年 6月 当社品質管理統括センター長 2023年12月 当社本社工場長 2025年 2月 当社取締役生産本部長兼本社工場長 (現在に至る)	1,494株
候補者とした理由			
塗料開発や品質管理における豊富な知識や経験を活かし生産部門を統括しており、2025年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所　有　す　る 当社株式の数
6	あさ　やま　もと　ひろ 秋　山　素　寛 (1971年11月10日生)	1994年 4月 当社入社 2017年 6月 当社経理部長代理 2021年 6月 当社経理部長 2025年 2月 当社取締役経理本部長兼システム室長兼経営企画部長 (現在に至る)	5,970株
候補者とした理由			
経理部門における豊富な知識や経験を有しており、2025年2月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	※ もと　よし　ひろし 本　吉　洋 (1959年11月29日生)	1984年 4月 三井物産株式会社 入社 2001年 1月 同社肥料事業部磷酸製品室長 2004年 1月 ブラジル三井肥料株式会社代表取締役社長 2007年 1月 三井物産株式会社化学品業務部次長 2010年 6月 三井物産アグロビジネス株式会社常務執行役員 2011年 6月 小野田化学工業株式会社取締役専務執行役員 2014年10月 三井物産株式会社力サブランカ事務所長 2019年10月 三井物産株式会社人事総務部シニアHRマネージャー 2025年 2月 当社理事サプライチェーン統括本部長付 2025年 2月 当社理事サプライチェーン統括本部長 (現在に至る)	- 株
候補者とした理由			
総合商社において日本や海外の豊富なビジネス経験と知識を培い、関係会社等内外の事業会社にて取締役として会社経営にも従事して参りました。また、人事総務部での経験から人材育成関連にも精通しております。2025年2月より当社サプライチェーン統括本部長に就任しています。このような経験により、当社の企業価値向上、持続的成長の実現に資する人材であると判断し、今回取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
8	はやし ひろ ふみ 林 拓 史 (1965年8月17日生)	<p>1991年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>1995年8月 公認会計士登録</p> <p>2001年1月 林公認会計士事務所(現 林公認会計士・税理士事務所)所長</p> <p>2001年3月 税理士登録</p> <p>2010年2月 当社監査役</p> <p>2014年3月 ザ・パック株式会社 社外監査役</p> <p>2015年3月 ザ・パック株式会社 社外取締役</p> <p>2018年2月 当社監査役退任</p> <p>2025年2月 当社取締役 (現在に至る)</p>	200株

候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として財務および会計の豊富な知識や経験を培い、他社の社外取締役・社外監査役および当社監査役の実績により、業務遂行を担う経営陣から客観的視点により経営に対し有益な助言・提言をいただいております。当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 林拓史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 林拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終了の時をもって1年となります。
5. 当社は林拓史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、林拓史氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として同取引所へ届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因した責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	綿 貴秀 敏 (1964年7月12日生)	1987年4月 当社入社 2017年6月 当社本社工場製造部部長代理 兼工場管理課長 2019年10月 当社本社工場生産管理部部長 代理兼工場管理課長 2022年6月 当社本社工場生産管理部長兼 工場管理課長 2024年6月 当社本社工場生産管理部長 2024年8月 当社本社工場生産管理部長兼 監査役補佐 2024年9月 当社監査役補佐 2024年10月 当社仮監査役 2025年2月 当社監査役 (現在に至る)	2,600株
候補者とした理由			
当社において長年にわたり生産管理部の業務に従事し、豊富な経験と幅広い見識を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できるもの判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所　有　す　る 当社株式の数
2	おお　まつ　のぶ　たか　貴 (1970年7月24日生)	<p>1996年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1999年5月 公認会計士登録</p> <p>2016年7月 金融庁公認会計士・監査審査会公認会計士監査検査官</p> <p>2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 退職</p> <p>2020年8月 大松公認会計士事務所 所長（現任）</p> <p>2020年9月 税理士登録</p> <p>2021年2月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社エスティック社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月 株式会社イーディーピー社外監査役（現任） (現在に至る)</p>	300株
候補者とした理由			
公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有し、加えて他社の社外取締役・社外監査役としての実績があり、当社社外監査役に就任以来、取締役会及び監査役会さらには事業所監査などにおいて、その専門的見地から有用な意見をいただいております。このようなことから、当社社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			
3	※ たか　はし　なお　こ (1973年7月2日生)	<p>1999年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）中祖法律事務所 入所</p> <p>2007年4月 関西学院大学法科大学院非常勤講師</p> <p>2009年12月 弁護士法人第一法律事務所 入所</p> <p>2016年6月 色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所（現任）</p> <p>2021年11月 司法試験考查委員、司法試験予備試験考查委員（商法） (現在に至る)</p>	- 株
候補者とした理由			
弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的見地から社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大松信貴氏および高橋直子氏は社外監査役候補者であります。
4. 大松信貴氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、大松信貴氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、高橋直子氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、大松信貴氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として同取引所へ届け出でおり、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、高橋直子氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員に指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
7. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因した責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

本招集通知記載の候補者が原案どおり承認された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

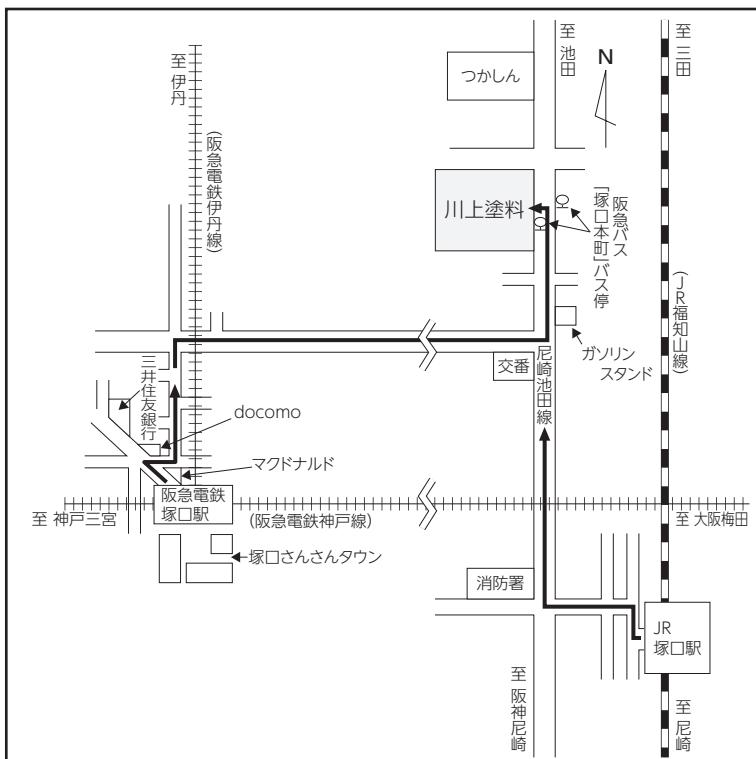
氏名	役職	企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務	営業・マーケティング	生産・技術	国際・グローバル	IT
西村 聰一	代表取締役	○				○		○	
松下田佳子	常務取締役	○	○	○	○				○
稻葉 哲也	取締役						○	○	
木佐貴弦一	取締役					○	○		
木田 幸作	取締役			○			○		
秋山 素寛	取締役		○						○
本吉 洋	取締役	○			○	○		○	
林 拓史	社外取締役	○	○						
綿貫 秀敏	監査役			○			○		
大松 信貴	社外監査役		○	○					
高橋 直子	社外監査役			○	○				

なお、上記一覧表は、各候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場…兵庫県尼崎市塚口本町二丁目41番1号
当社 2階会議室
TEL (06) 6421-6325



○交 通 J R 「塚口駅」より徒歩約10分、
阪急電鉄「塚口駅」より徒歩約15分